保護者の皆様

令和８年４月　（小学校）

「学校徴収金（学用品費等）に関する同意書」等記入のお願い

千葉市では、平成３０年４月から学用品・教材費等が給食費等と一緒に徴収されるようになりました。

つきましては「学校徴収金（学用品費等）に関する同意書」及び「児童手当に係る学用品費等（学校徴収金）の徴収等に関する申出書」を記入の上、小学校に**令和8年4月10日(金)まで**にご提出くださいますようお願いいたします。下記の留意点をよくお読みになってご記入ください。

１「学校徴収金（学用品費等）に関する同意書」について・・・＜学校長あて＞

以下の内容を確認の上、学用品（教材）等の契約や支払いについては、在籍校の校長に一任し、その経費は期日までに納付することに同意をお願いいたします。『同意書』の（１）～（５）をよくお読みになり、記入例を参考にしてご記入をお願いします。事情により一部の学用品（教材）等を申込まない場合は学校に申し出てください。

○５月上旬～中旬には、在籍校から具体的な購入物品及び金額についてお知らせいたします。

➠６月には給食費・日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ共済掛金・学校徴収金の納入額決定通知を行います。

○学校から示された徴収計画に基づき納付期限までに「保護者登録の口座」に入金してください。

➠徴収金は、給食費・日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ共済掛金と一緒に引落されます。

○引き落としができなかった場合及び「保護者登録の口座」を届けていない場合

➠学校に現金で支払う事はできません。

➠保護者の方が「振込依頼書」で「校長口座」に振り込むことになります。

➠**振込手数料は保護者負担となります。**

○転校時には、あらためて在籍校の校長に「同意書」を提出していただきます。

２「児童手当に係る学用品費等（学校徴収金）の徴収等に関する申出書」について＜千葉市長あて＞

学校徴収金の納入が滞納した場合、児童手当から支払うことの申出をお願いいたします。「申出書」の（１）（２）（３）をよくお読みになり年月日・児童手当受給者氏名・住所の記入をお願いいたします。

転校や中学校入学時には、あらためて在籍校の校長に「申出書」を提出していただきます。

お問い合わせ先　　担当　学事課　　電話　２４５－５９２８